○丹波篠山市防災士等育成事業補助金交付要綱

令和８年８月３１日
要綱第５４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域コミュニティーの活性化及び地域防災力の向上を図るため、自治会等の自主防災組織の構成員が、防災士の資格又はひょうご防災リーダーの称号（以下「資格等」という。）を取得することに対して補助金を交付することに関し、丹波篠山市補助金等交付規則（平成１７年篠山市規則第２５号）第２６条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（補助金の補助対象）

第２条　この要綱による補助金は、次に掲げる講座のいずれかを受講し資格等を取得した者に対し、交付するものとする。

(1)　兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」

(2)　日本防災士機構が行う「防災士研修講座」

（補助対象経費）

第３条　補助する経費は、前条の講座の受講に要する費用として次に掲げるものとする。

(1)　教科書代等

(2)　資格取得試験受験料

(3)　防災士登録料

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する経費の合計額とし、その限度額は、１人当たり１万円とする。

（補助対象者）

第５条　補助の対象者は、市内の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の会長等から推薦されたものとする。

（補助の条件）

第６条　市長は、補助を行うときは、次の条件を付するものとする。

(1)　補助を受けた者は、市内で行われる防災訓練に積極的に参加するものとすること。

(2)　補助を受けた者は、市と連携し、地域の防災活動及び啓発に努めるものとすること。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、資格等を取得した日から1年以内に丹波篠山市防災士等育成事業補助金交付申請書兼推薦書（様式第１号）に

より、市長に申請するものとする。

（補助金の交付決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行い、丹波篠山市防災士等育成事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、丹波篠山市防災士等育成事業補助金不交付決定通知書（様式第３号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求等）

第９条　補助金の交付請求は、丹波篠山市防災士等育成事業補助金交付請求書（様式第４号）により行うものとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1)　補助金を目的以外の用途に使用したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3)　その他この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２９日要綱第６２号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月２９日要綱第３６号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年８月３１日要綱第５４号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の丹波篠山市防災士育成事業補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日から適用する。